

## 【3年生の進路活動に関して】

### ○就労に関する事業所希望調査表の提出について

事業所希望調査表の提出がないと、事業所への雇用の打診を行うことができません。必ず事業所希望調査表の提出をお願いします。

### 《職場実習に関すること》

#### ○職場実習を終了し、実習合格の評価をいただいた方

実習を行った事業所への就職を希望するかしないかを、事業所へ伝える必要があります。ご家庭で話をされてその結果を担任へお伝えください。学校側から、事業所へ話し合いの結果をお伝えします。

話し合いの結果、就職を希望するとなった場合、就職試験が設定され、履歴書を提出する必要があります。履歴書の作成は学校が指導しますが、志望動機の欄については、ご家庭でもお子様と一緒に考えていただければと思います。

#### ○求人票について

実習終了後、事業所から雇用受入可能と返答があった場合、求人票の提示があります。求人票の内容を確認の上、就職試験を受験するかしないかを担任へご返答ください。

特に以下の内容について確認をお願いします。

※事業所によっては、求人票の提示がなく雇用契約締結の場合もあります。

勤務地 ・ 雇用形態（正社員か、契約社員か） ・ 勤務日、時間  
給料（賞与の有無） ・ 保険の種類 ・ 通勤手当の有無

#### ○療育手帳等の更新について

手帳の更新年月の確認をお願いします。

更新ができていない場合、入社試験が受験できない可能性があります。更新年月を確認の上、速やかに更新を行ってください。

※裏に続きます。

職場実習の際は、**事前打合せと実習最終日は、保護者の同席**をお願いしていますので、ぜひ同席をお願いします。

事業所までの通勤の際、バス停の勘違いから始業時刻に遅刻した事例が起きています。下記の事例を参考にされて、通勤方法の確認を確実に行ってください。

【事例】

「六本松」バス停で下車すべきところ、一つ手前の「六本松大通り」で下車してしまい、事前に確認した場所と違っていたため、遅刻してしまいました。本人は「六本松」という言葉に反応してしまい、「六本松大通り」と「六本松」が混同してしまったようです。

---

【2年生就業体験について】

《現在》

希望事業所への就業体験打診を行い、体験受入可能と返答をいただいた事業所から、随時体験を実施します。**希望調査表が未提出の方は、速やかに提出をお願いします。**

○就業体験に関すること

就業体験の際は、**事前打合せと体験最終日は、保護者の同席**をお願いしていますので、ぜひ同席をお願いします。体験先の雰囲気や、お子様の社会人に必要な能力・資質について、事業所から直接伺うことができるいい機会になります。

《今後》

希望事業所への就業体験打診 → 体験受入可能ならば、事前打合せ  
→ 体験

---

【今後の進路に係わる行事について】

- 2年生就業体験 受入事業所が決まり次第随時実施
- 1年生職場見学 9月に実施予定 対象学年：1年生
- 事業所の話を聞く会 10月に実施予定 対象学年：2・1年生
- 2年生ハローワーク見学会 11月に実施予定 対象学年：2年生
- 1年生就業体験 11月より受入事業所が決まり次第随時実施
- 3年生職場実習 受入事業所が決まり次第随時実施中
- 2学年保護者進路学習会 2学期終業式に実施予定 対象：2年生保護者